

指定障害福祉サービス事業者等指導実施要領

1 目的

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第11条第2項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の15及び第57条の3の3の規定に基づき、以下の者（以下「事業者等」という。）に対して行う指導に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等及び指定障害児通所支援、指定障害児入所支援又は指定障害児相談支援（以下「サービス等」という。）の質の確保並びに自立支援給付等及び障害児通所給付費等又は障害児入所給付費等（以下「自立支援給付等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (2) 指定障害者支援施設の設置者若しくは当該指定に係る施設の従業者であった者
- (3) 指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (4) 指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者
- (5) 指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者
- (6) 指定障害児入所支援事業者若しくは指定障害児入所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児入所支援事業所の従業者であった者

2 指導方針

事業者等に対する指導は、次の各号に定めるサービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第62号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
- (4) 指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）
- (5) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- (8) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- (9) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号）

- (10) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第67号)
- (11) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)
- (12) 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第123号)
- (13) 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成24年厚生労働省告示第128号)

3 指導形態等

指導の形態は、次の各号のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、県が指定の権限を持つ事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

集団指導を実施した場合は、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等その内容等について周知する。

(2) 運営指導

運営指導は、県が指導の対象となる事業者等に対して、事業者等の事業所において、原則、実地に行う。

4 指導対象の選定

指導は全ての事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障がい者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等、その指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 運営指導

ア 県が新たに指定した事業者等については、指定日から起算して2月を経過する日の属する月又はその翌月中に、実地で実施する。ただし、本体事業が介護事業所である共生型事業所及び特定事業者(既に同一圏域内(中核市内を除く。))で障がい者又は障がい児に係る事業所を運営しており、直近の運営指導で改善を要する事項がなかった事業所の設置者(運営者)をいう。)が新たに開始した事業所は、対象から除外することを可とすることができる。

イ 新たにサービス等を開始した事業者等については、おおむね1年3か月以内に全ての事業者等を対象として実施する。ただし、新たに開始したサービス等の種別に係る事業所を既に同一圏域内(中核市内を除く。)で運営しており、当該運営に大きな課題がないと認める事業者の事業所は、対象から除外することを可とすることができる。この場合のサービスの種別は、在宅サービス、通所サービス、共同生活援助、地域相談支援、障害児通所支援の別による。

ウ 県が指定した指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者(児童発達支援センターが提供する指定障害児通所支援を含む。)等につ

いては、おおむね3年に1度実施する。ただし、事業の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。

エ 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち、第42条に規定する障害児入所施設については、毎年、第43条に規定する児童発達支援センターについては、上記ウの指定障害児通所支援事業者等の運営指導に合わせて実施するものとする。

オ その他特に県が必要と認める事業者等を対象に実施する。（前年度、集団指導を受けなかった事業者等を含む。）

5 指導方法等

集団指導及び運営指導は、次の方法により行うものとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

集団指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正ウの内容及び障がい者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 上記4(2)アの運営指導（以下「実地確認」という。）

ア 予告通知

県が新たに事業者等の指定を行った場合、指定時に実地確認の実施、根拠規定及び目的について文書により当該事業者等に通知する。

イ 指導通知

実地確認対象となる事業者等に対し、原則として実施予定日の2週間前までに次に掲げる事項を文書により当該事業者等に通知する。

(ア) 実地確認の根拠規定及び目的

(イ) 実地確認の日時及び場所

(ウ) 指導当日に準備すべき書類等

ウ 実地確認の確認項目等

実地確認は、別に定めるチェックリストに基づき、次の項目について、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。なお、実地確認を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、次の項目に限定せず、必要な文書を徴し確認するものとする。

(ア) 指定日以後の実際の人員配置と指定申請内容との相違がないか。（実態として人員配置基準を満たしているか）

(イ) 個別支援計画の作成プロセス・手続が適切に行われているか。

基本的には利用者全員分の個別支援計画等を確認するものとするが、利用者数が10名を超え

る場合は、特に必要とする場合を除き、原則として10名までとする。

エ 実地確認結果の通知等

実地確認の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

オ 改善報告書の提出

上記ウの指導結果を通知するときは、当該事業者等に対し、期限を定めて文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(3) 運営指導（実地確認を除く。）

ア 指導通知

運営指導対象となる事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項を文書により当該事業者等に通知する。

また、運営指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障がい者虐待が疑われるなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められるときは、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 運営指導の根拠規定及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 指導職員

(エ) 事前提出書類及び提出期限

(オ) 指導当日に準備すべき書類等

イ 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(ア) 運営指導の確認項目等

運営指導は、別に定める主眼事項等（非常災害対策の非常災害には火災だけでなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

また、原則として主眼事項等における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとするとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

なお、運営指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に限定せず、必要な文書を徹し確認するものとする。

(イ) 運営指導における文書の効率的活用等

運営指導において確認する文書は、原則として運営指導の前年度から直近の実績に係る書類とするとともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、既に保有している文書について

は、再提出を求めず、共有を図ることを原則とする。

特に①内容の重複防止（(a) 事前提出資料と当日確認資料の重複、(b) 法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等で提出済の内容変更のない書類等）の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ICTで書類を管理している事業者等に対する[運営指導](#)においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

(f) 同一所在地等の[運営指導](#)の同時実施

同一所在地や近隣の事業者等に対する[運営指導](#)については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

(g) 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

法に関連する法律に基づく指導監査等との合同実施については、担当部門内で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うことを一層推進するものとする。

(h) [運営指導](#)の所要時間の短縮

[運営指導](#)の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の事業者等当たり所要時間をできる限る短縮するとともに、1日で複数の事業者等の[運営指導](#)を行う等、負担を軽減し、[運営指導](#)の頻度向上を図るものとする。

ウ 指導結果の通知等

[運営指導](#)の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

エ 改善報告書の提出

上記ウの指導結果を通知するときは、当該事業者等に対し、期限を定めて文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

6 指導から監査への変更

[運営指導](#)中に以下に該当する状況を確認した場合は、[運営指導](#)を中止し、直ちに「指定障害福祉サービス事業者等監査実施要領」に定めるところにより監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

[\(3\) 虚偽の申請により、不正に事業所等の指定を受けたおそれがある場合](#)

7 その他

(1) 市町村への情報提供

[運営指導](#)の結果の通知及び改善報告書の内容については、当該事業者等の事業活動区域に所在する市町村に情報の提供を行う。[ただし、実地確認に関するものについては、特段の事情がある場合のみ当該市町村に情報の提供を行う。](#)

(2) 実施手続

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

(3) その他の留意事項

- ア 運営指導にあたっては、担当者の主観に基づく指導や、当該事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。
- イ 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等について、当該事業者等との共通認識が得られるよう留意するものとする。
- ウ 運営指導の際、事業者等の対応者については、必ずしも当該事業者等の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や当該事業者等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは問題ないものとする。
- エ 個々の指導内容については、具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うものとする。
- オ 効果的な取り組みを行っている事業者等は、積極的に評価し、他の事業者等へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫をすることにも留意するものとする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年6月29日から施行する。

附則

この要領は、平成29年6月6日から施行する。

附則

この要領は、平成30年6月20日から施行する。

附則

この要領は、令和元年6月17日から施行する。

附則

この要領は、令和2年8月20日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和6年3月27日から施行する。
- 2 改正後の指定障害福祉サービス事業者等指導実施要領4(2)アの規定は、令和6年2月1日以後に指定を受けた事業者等に適用する。